

免許番号 区第525号

漁場の位置 明石市江井島地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク及びオを結んだ線により囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度40.89分、東経134度54.10分

イ 北緯34度40.92分、東経134度54.11分

ウ 北緯34度40.96分、東経134度54.06分

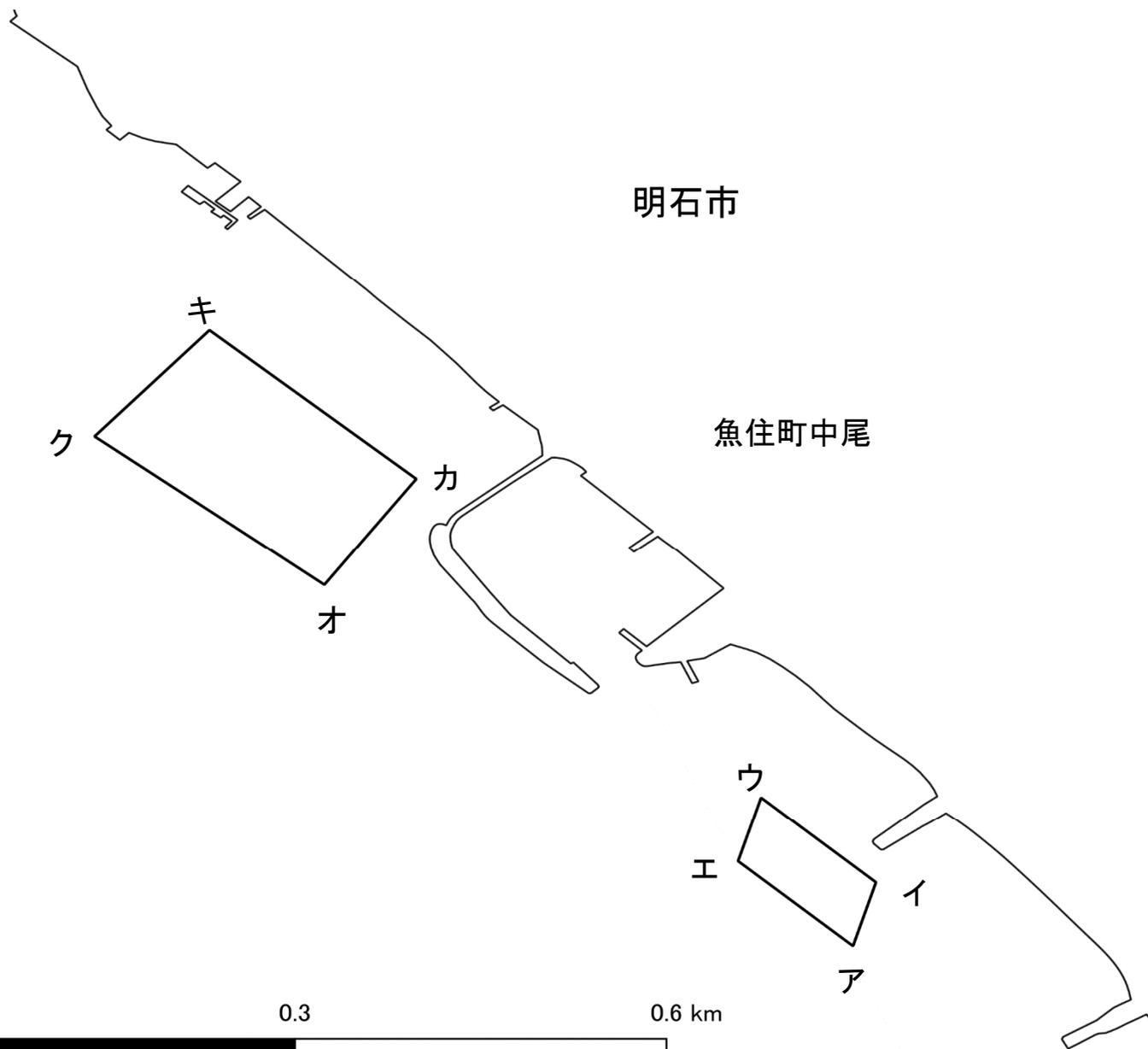
エ 北緯34度40.93分、東経134度54.05分

オ 北緯34度41.06分、東経134度53.87分

カ 北緯34度41.11分、東経134度53.91分

キ 北緯34度41.18分、東経134度53.82分

ク 北緯34度41.13分、東経134度53.77分



令和5年9月1日 免許

区第525号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他2組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第525号		摘 要		

免許番号	区第525号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 明石市大久保町江井島418番地6 江井ヶ島漁業協同組合					